

## 神戸市魚腸骨再資源化事業補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日局長決定

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、神戸市内で発生する魚腸骨（魚アラ）の再資源化を図るために、神戸水産物小売協同組合（以下、「協同組合」という。）が行う、魚腸骨の再資源化事業に係る経費に対し補助金を交付するにあたり、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費は、協同組合が当該年度内に行う次の各号に掲げる再資源化事業に係る経費とする。

- (1) 魚腸骨の集荷・運搬に関する経費
- (2) 魚腸骨の再資源化の普及・宣伝に関する経費
- (3) 上記事業に伴う人件費及び事務経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第 3 条 前条の補助対象経費における補助金の額は、予算の範囲内で定める。

2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第 4 条 協同組合は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助事業の計画または実施予定状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
- (4) 団体の概要がわかる資料（定款または会則）
- (5) 構成員名簿
- (6) その他市長等が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条第 1 項による補助金の交付決定を行うときは、60 日以内に協同組合に、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付けることができる。

3 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）より商工団体に通知するものとする。

### (補助事業等の変更等)

第 6 条 協同組合は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又

は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 補助金の交付決定を受けた協同組合が、補助金規則第18条第2項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定の請求があったときは、市長は速やかに補助金を協同組合に支払うものとする。
- 3 概算払の限度額は、交付決定した額の2分の1とする。

（実績報告書の提出）

第8条 協同組合は、補助金規則第15条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後、30日以内に市長まで提出しなければならない。

- （1）補助事業実績報告書（様式第9号）
- （2）事業の実施状況がわかる書類
- （3）補助事業に係る収支決算書

（交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに協同組合に通知するものとする。

- （1）補助金額確定通知書（様式第10号）
- （2）その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 3 協同組合は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 協同組合は補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定の請求があったときは、市長は速やかに補助金を協同組合に支払うものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により協同組合に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（補助金の経理）

第12条 協同組合は、所要の帳簿類を備え、補助事業にかかる経理を協同組合の他の経理と明確に区分しなければならない。

- 2 協同組合は、前項の帳簿類及び補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。

(報告等)

第13条 市長は必要があると認めるときは協同組合に対し報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

付 則

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。